

教育委員会会議録

平成26年9月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会会議録
(平成26年9月定例会)

- 1 日 付 平成26年9月19日 (金)
- 2 場 所 海老名市役所702会議室
- 3 出席委員 教育委員長 海野 恵子 教育委員 岡部 二九雄
教育委員 松樹 俊弘 教育長 伊藤 文康
- 4 出席職員 教育部長 萩原 圭一
- 教育総務課長兼特 金指 太一郎 学校教育課長 飛矢崎 義基
定政策担当課長
- 教育指導課長 鷺野 昭久 教育指導課教育 成岡 誠司
支援担当課長
- 教育指導課児童育 加藤 展子
成担当課長
- 5 書 記 教育総務課庶務係 佐藤 哲也 教育総務課主任 上條 加奈子
長 主事
- 6 開会時刻 午後1時00分
- 7 付議事件
- 日程第1 議案第26号 海老名市教育支援センター条例施行規則の制定について
- 日程第2 議案第27号 海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について
- 8 閉会時刻 午後1時16分

○海野委員長 本日の出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会9月定例会を開会いたします。

それでは、会議を進めたいと思います。初めに、会議録署名委員の指名を行います。本定例会の会議録署名委員は、規定により、委員長において、松樹委員、岡部委員を指名いたします。

○両委員 はい。

○海野委員長 本日の日程については、すでにお配りした議事日程のとおり、審議事項が2件となっておりますので、よろしく願いいたします。

○海野委員長 それでは、審議事項に入ります。日程第1、議案第26号、海老名市教育支援センター条例施行規則の制定についてを議題といたします。説明をお願いします。

○伊藤教育長 議案第26号、海老名市教育支援センター条例施行規則の制定についてでございます。提案理由は、海老名市教育支援センター条例の施行に関して、必要な事項を定めたいためでございます。部長より説明いたします。

○教育部長 それでは資料の2ページ目をご覧ください。海老名市教育支援センター条例施行規則の制定についての制定理由でございますが、今、平成26年第3回市議会定例会を開催しておりますが、その定例会におきまして、海老名市教育支援センター条例が議決され、平成26年12月15日に施行されることが決定いたしました。この条例の施行に関し、この規則で必要な事項を定めてまいりたいというものでございます。

制定の内容につきましては、教育支援センターの開所時間、職員、運営協議会等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

制定文ですが、3ページ目をご覧くださいと思います。

第1条は条例の第6条の規定に基づき定めるという趣旨規定でございます。

第2条に開所時間でございますが、海老名市教育支援センターの開所時間は午前9時から午後5時までと定めたいものです。ただし、土曜日につきましては、午前9時から正午までということで時間を設定したいものです。ただし第2項で、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは変更することができる規定を第2項に入れてあります。

続きまして、休業日を第3条に規定しております。教育支援センターの休業日は、(1)日曜日、(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日、(3)1月1日から同月3日までの日、(4)12月29日から同月31日までの日、この4項目の日を休業日として定め

たいものでございます。また、こちらも第2項として、前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは臨時に休業し、又は休業日を変更することができるという規定を入れていきます。

第4条は職員です。支援センターの業務を行わせるため、条例第4条の規定に基づき、次に掲げる職員を置くということでございます。(1) 教育支援センター所長、(2) 主任相談員、(3) 相談員、(4) 主任指導員、(5) 指導員です。もう一枚めくっていただきまして4ページ目、(6) 専門補導員、(7) 補導員でございます。

第5条としまして、運営協議会の組織に関する規定です。条例第5条第3項に規定する関係行政機関の職員及び学識経験のある者とは、次に掲げる者とする。ということでございまして、条例で規定している職員の内容につきまして、規則で定めたいものでございます。(1) 海老名警察署青少年担当課長、(2) 市内高等学校長、(3) 市内小学校長、(4) 市内中学校長、(5) 保護司、(6) 民生委員児童委員、(7) その他教育長が必要と認める者、という形で規定したいものでございます。

第6条としまして、会長及び副会長です。運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。という規定でございます。

第7条は会議でございます。運営協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。という規定です。

第8条は相談員、職員等に関する報酬の規定でございます。第4条第2号から第7号まで、先ほどの職員の中の所長を除いたものですが、これに掲げる職員の報酬等については、海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによる。ということで、こちらの条例の方で規定をしてもらいたいと思っております。

第9条では、必要な事項は教育長が別に定められるという規定でございます。

附則でございますけれども、第1項の施行期日は、条例と同じ日で平成26年12月15日からの施行日としております。第2項としまして、現在制定して動いております海老名市青少年相談センター条例施行規則を、こちらの規則の制定に伴って廃止していきたいものでございます。

次に6ページです。右側が現在制定し施行しております海老名市青少年相談センター条例施行規則、左側が新しく今回制定したい海老名市教育支援センター条例施行規則で

す。基本的には同じような項目になっておりますが、土曜日が追加される分、それから、休業日の土曜日が削られる部分などが、従前とは違う部分になってございます。以上でございます。

○海野委員長 ただいまの説明に対しまして、ご質問またはご意見がございましたらお願いいたします。

○岡部委員 第5条の運営協議会の組織についてですが、青少年相談センターの運営協議会が基本的にこうしていくという説明だったのですけれども、青少年相談センター運営協議会の時に、児童相談所とか医師とか大学の先生とかが入っていたように思うのですけれども、それは（7）で読み込むということでしょうか。

○教育部長 第7号の「その他教育長が認める者」で現在動いております。従前の青少年相談センターの現在のメンバーについて、教育支援担当課長から説明させていただきます。

○教育支援担当課長 青少年相談センターの運営協議会の中にも、「その他教育長が必要と認める者」ということで、例えば児童相談所、医師、大学教授、あと療育機関の代表者ということに来ていただいていますので、教育支援センターになりましても、同じように「その他教育長が必要と認める者」として、引き続き入っていただく予定で考えております。

○海野委員長 私からよろしいですか。今まで利用している子ども達の人数より、さらに多い人数に利用してもらいたいと思うのですが、何か考えていらっしゃいますか。

○教育支援担当課長 利用者に関しては、普通の施設の利用とは違いまして、不登校のお子さん方ですから、原則としましては、子ども達が不登校になっても学校とつながってほしいということがあります。ですから例えば、学校の中でつながることができる子は、別室登校で対応していくのが望ましいのですが、それでも学校まで来ることができないというような子どもに関しては、うちの施設で対応と考えます。その理由としましては、子どもたちの原則としては小・中学校に在籍していますから、将来的には学校復帰というのを目指す訳です。なるべく我々としては、学校から切り離れたところに来るというのはできるだけ避けつつ、できるだけ学校の近くで支援をしていきたいと思っております。ただ、実際には海野委員長のおっしゃるとおり、施設を利用してもらうには、まだいろいろな啓発活動が必要だと思っておりますので、例えば教育相談コーディネーターという職が学校の中にございまして、不登校になったりする時の中核的な役割になりますが、その人たちに新し

く教育支援センターになった時に、例えば教育支援教室の事業等をさらに理解していただくために、周知等をしていきたいというように思っております。

○海野委員長 なるべく、自宅で引きこもっているお子さんを少しでも誘ってあげることができれば良いと思います。

○教育支援担当課長 できれば海野委員長がおっしゃるように、自宅に引きこもって先生も会えないというような課題を、我々も解消していきたいと思っています。例えば、学校の先生が家庭に行ってもなかなか会えないような時に、うちの相談員が家庭に行って相談できるような仕組みも研究していきたいと考えております。

○教育部長 今も教育支援教室は暖かい雰囲気で作ってもらっているのですが、今度は木造なので、木のぬくもりがあって、相談室も木の特注のテーブルをそろえました。名前も「えびりーぶ」という親しみやすい名前を採用しました。すごく来やすい感じの施設になっているのではないかと思います。

○海野委員長 エレベーターを使わずに入れるというのは、すごく来やすい感じがします。ぜひ、一人でも多くのお子さんを救ってあげていただければと思います。

○伊藤教育長 教育支援センターという名前もそうなのですが、相談機能が中心になるので、子育て等について保護者の方がいろいろ悩んでいても、まだまだ気軽に相談できないという感覚がある。例えば、特別に不登校でなければいけないとか、言葉は変ですが障がないと相談できないとか、そのような感覚が少しあるのですね。そうではなくて、教育相談という形で、皆さんが気軽に子育てや学校のことを相談できる場所になってくれると良いと思います。

○海野委員長 他にご質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○海野委員長 ご質問等もないようですので、議案第26号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって日程第1、議案第26号を原案のとおり可決いたします。

○海野委員長 次に、日程第2、議案第27号、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正についてを議題といたします。説明をお願いします。

○伊藤教育長 議案第27号、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正についてでございます。海老名市青少年相談センターの廃止及び海老名市教育支援センターの設置に伴い、組織等に関する規則の所要の措置が必要となりましたので、提案いたします。それでは教育部長よりお願いします。

○教育部長 それでは資料9ページをご覧くださいと思います。改正理由につきましては今、教育長の方でご説明があったとおりです。

改正の内容ですけれども、11ページの新旧対照表からご覧いただきたいと思います。右側が現在の規則で、左側が改正後でございます。現在の規則の中で、第6条に海老名市青少年相談センター条例により設置された青少年相談センターは、教育指導課に属する。という部分の「青少年相談センター」という部分を「教育支援センター」に改める改正でございます。

もう1枚おめくりいただきまして、今度は別表第1です。こちらも教育指導課の事務の中、第3号に「青少年相談センターに関すること」という規定がございますが、それを左側の「教育支援センターに関すること」に改めたいものです。それから別表第2の海老名市青少年相談センター運営協議会という項目がございますが、こちらも、青少年相談センターという文言を教育支援センターに改めるものでございます。

1枚戻っていただきまして、11ページの左側、附則の施行日です。この規則は平成26年12月15日から施行ということで、条例と規則の施行日が同日で、こちらの規則も改正して施行したいものです。説明は以上です。

○海野委員長 ただ今の説明に対しまして、ご質問またはご意見がございましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○海野委員長 それでは、ご質問等もないようですので、議案第27号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって日程第2、議案第27号を原案のとおり可決いたします。

○海野委員長 以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので、教育委員会9月定例会を閉会いたします。